

令和7年1月10日

九十九里町長 浅岡 厚 様

九十九里町ガス事業運営委員会
会 長 中 村 隆 久



九十九里町ガス事業の経営改善について（答申）

令和6年2月28日付け九公企第323号により諮問のありました標記の件について、本委員会では、厳しさを増す公営ガス事業の経営状況を踏まえ、将来にわたり持続可能かつ安定的にガス事業を経営していくため、慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり結論に至ったので答申します。

記

九十九里町ガス事業については、令和7年から令和9年までの料金原価算定期間内において、健全な経営となるよう、社会経済情勢の動向にも注視しつつ、次の取組を中心に経営改善を図ることを提言します。

1. コスト縮減への取り組み

新技術の導入や事業経費の見直し等により、更なるコスト縮減に向けた検討を行いつつ、職員配置の見直し、適切な人材確保を図りながら人件費の抑制に努めること。

2. 新規需要家獲得に向けての取り組み

人口減少の影響による家庭用需要家の減少が止まらない状況を鑑み、エネルギー転換による商業用・工業用需要家確保に向け、費用対効果を十分に検証した上で、必要な設備投資を行うこと。

3. 健全な経営に向けた料金の見直し等への取り組み

物価、人件費の上昇等、社会経済情勢の変化に対応可能な経営を維持するため、ガス料金体系の見直しを適時適切なタイミングで行うこと。

■料金改定の考え方

(1) ガス料金のあり方

本町のガス料金は、平成8年に改定して以来、28年が経過している。

当時のガス料金平均単価は89.08円/㎡であり、令和7年度から令和9年度の原価算定期間における総括原価と比較すると、15.99円/㎡の乖離が生じていることから、改善が求められる。

地方公営企業であるガス事業においては、事業に伴う収入によって経費を賄う独立採算制が原則であるため、今までも町は経費削減と事業の効率化を図っているが、エネルギー価格をはじめとする物価高騰等の影響により、現在の料金体系ではガス事業に係る経費を賄うことができない状況にあると判断できる。

近年では人口減少や高気密住宅の普及などにより、ガス使用量の大幅な増加を期待することができず、加えて、今後は経年管対策など供給施設の老朽化に係る更新費用の増加が見込まれ、ガス事業の経営環境は更に厳しさを増すことが懸念される。

このような状況を鑑み、将来にわたり、安全で安心なガス供給を持続的かつ安定的に提供し、事業の円滑な運営を維持して行くためには、受益者負担の原則に従い、事業に係る経費をガス料金で賄えるよう、料金の改定を行うことは避けられないものと判断できる。

しかし、ガス料金改定に際しては、町民生活に与える影響や地元経済を支える事業者への影響などを考慮することが必要であり、過度な負担を強いる改定とならないよう十分に配慮すべきであると考えている。

(2) ガス料金体系

基本料金と従量料金区分については、平成8年に設定した内容がその後改定されることなく現在に至っていることから、現行の料金区分が町民には十分に浸透している。

よって、今回の改定では、現行の料金区分を引き続き維持し、急激な負担増を緩和するため、基本料金は現行料金の2倍を超えない範囲内とし、各料金区分の改定率を同率とする。また、従量料金については、今までの逡減制を踏襲する。

なお、改定案は基本料金と従量料金のガス売上予測が過度に総原価を超えない料金体系であることから適当であると判断できる。

料金表 ≪現行と改定案の比較表≫

【税抜】

	料金区分	現 行 (円)	改定案 (円)	改定率 (%)
基本料金	A料金 (使用量: 0~25 ㎡)	4 5 0	7 0 2	1 5 6 %
	B料金 (使用量: 26~300 ㎡)	5 0 0	7 8 0	1 5 6 %
	C料金 (使用量: 301 ㎡~)	5 7 2	8 9 2	1 5 6 %
従量料金	A料金 (使用量: 0~25 ㎡)	8 4 . 7 7 0	9 7 . 6 7 0	1 1 5 %
	B料金 (使用量: 26~300 ㎡)	8 2 . 7 7 0	9 4 . 5 5 0	1 1 4 %
	C料金 (使用量: 301 ㎡~)	8 2 . 5 3 0	9 4 . 1 7 7	1 1 4 %

※大口契約は、C料金と同等の改定率が望ましい。

(3) 改定期期

早期にガス事業の経営を安定化させるために、令和7年3月定例町議会に議案提出し、使用者へ周知期間等を考慮の上、令和7年8月を目途にガス料金改定を行うことが適当である。

■付帯意見

- ①ガス料金の改定は、使用者の生活負担増を伴うものであるので、町は可能な範囲で、低所得者等に配慮し、負担の増加を低減する考え方がある一方で、人口が減少していく中、安定的に大量消費が期待できる業務用需要家の確保は有効であることから、新たな業務用料金体系の検討が必要であり、導入時期については社会情勢の動向を十分に留意して行うことが望ましいと考える。
- ②適正なガス料金について、刻々と変化する社会情勢に対応するために、原則３年ごとにガス事業の総括原価を基に料金体系を検証し、公営企業としてより一層の効率的な経営努力を望む。